

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-補-E-01-0100-6-4 改 2
提出年月日	2023年6月2日
【凡例】 [ ] : 前回ヒアリング資料からの変更箇所	

補足-100-6-4 原子炉格納容器調気系主配管の  
要目表記載変更について

2023年6月

東北電力株式会社

## 原子炉格納容器調気系主配管の要目表記載変更について

### 1. 目的

原子炉格納容器調気系 主配管（原子炉格納容器配管貫通部(X-230)～ドライウェル出口配管分岐点）について、耐震性強化のため原子炉格納容器調気系の既設配管の一部厚肉化を実施していることが、要目表に適切に記載されていなかったことから要目表の記載の変更を行う。

また、原子炉格納容器調気系から原子炉格納容器フィルタベント系への分岐点において JIS B2312(2001)で規定する寸法に適合しない管継手（以下「JIS 規格外管継手」という。）を採用しており JIS B2312(2001)で規定する寸法に適合する管継手（以下「JIS 規格管継手」という。）との評価方法の違いから要目表へ管として記載することとしているが、要目表に適切に記載されていなかったことから要目表の記載の変更を行う。

### 2. 要目表の記載の変更の概要

#### (1) 既設配管の一部厚肉化

「原子炉格納容器配管貫通部(X-230)～ドライウェル出口配管分岐点」の配管のうち、既設配管の一部を耐震性強化のため厚肉化する。

変更点は以下のとおりである（添付資料 1～3）。

##### 【管】

変更前：(外径) 609.6(mm), (厚さ) □ (9.5) (mm), (材料) SM41C, SM400C

変更後：(外径) 609.6(mm), (厚さ) □ (31.0) (mm), (材料) SM400C  
(外径) 変更なし, (厚さ) 変更なし, (材料) 変更なし

##### 【エルボ】

変更前：(外径) 609.6(mm), (厚さ) □ (9.5) (mm), (材料) SM41C, SM400C

変更後：(外径) 609.6(mm), (厚さ) □ (17.5) (mm), (材料) SM400C  
(外径) 変更なし, (厚さ) 変更なし, (材料) SM400C\*

\*厚肉化に伴うエルボ取替により SM41C 材はなくなる

#### (2) JIS 規格外管継手の採用

「原子炉格納容器配管貫通部(X-230)～ドライウェル出口配管分岐点」の原子炉格納容器調気系配管から原子炉格納容器フィルタベント系への分岐点において 600A から 400A への分岐が必要であるが、JIS 規格には当該の径違い管継手がないことから JIS 規格外管継手を採用する。

変更点は以下のとおりである（添付資料 1～3）。

##### 【管継手】

変更前：(外径) 609.6/609.6/406.4(mm), (厚さ) (17.5) / (17.5) / (12.7) (mm), (材料) STS410

変更後：(外径) 609.6(mm), (厚さ) □ (17.5) (mm), (材料) STS410

### 3. 要目表の記載の変更の必要性

#### (1) 既設配管の一部厚肉化

耐震性強化のための既設配管の一部厚肉化が要目表に適切に記載されていないため要目表の記載

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

の変更を行う必要がある。

## (2) JIS 規格外管継手の採用

原子炉格納容器調気系の 600A 配管から原子炉格納容器フィルタベント系の 400A 配管への分岐点において、JIS B2312(2001)では 600A/600A/400A の径違い管継手がないことから JIS 規格外管継手を採用する。JIS 規格管継手は、JSME 設計・建設規格 2005/2007 の規定により「PPC-3415 管継手」により当該継手に接続される管の「PPC-3411 直管」の規定により必要とされる厚さ以上であることが要求されているが、JIS 規格外管継手の場合は、応力計算が要求されている。応力計算は、管に穴を開けて成形する管継手の製造方法から「PPC-3411 直管」及び「PPC-3420 穴と補強」により管として評価することから、要目表において管継手を 1 行で記載し JIS 規格管継手と差別化する必要がある。

## 4. 設工認手続きについて

本手続きでは、既設配管の一部肉厚化および JIS 規格外管継手の採用に対して要目表の記載の変更を行う。

本変更は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」別表第一において、圧力低減設備その他の安全設備（原子炉格納容器調気設備に限る。）に係るもののが改造に該当することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の 3 の 9 第 2 項に基づき、設計及び工事の計画の変更認可申請を行うものである。

なお、本手続きの対象は原子炉冷却系統施設のうち残留熱除去設備（原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系）並びに圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備（原子炉格納容器フィルタベント系）及び圧力低減設備その他の安全設備の圧力逃がし装置（原子炉格納容器フィルタベント系）と兼用しているため、兼用設備も含めた設計及び工事の計画の変更認可申請を行う。

## 5. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について

設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり、技術基準規則の条文ごとに、該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料 4 に示す。

## 6. 添付すべき資料の整理

本手続きによる設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付すべき書類は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて、下欄に記載される添付書類を添付する必要がある。

ただし、別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定があるため、添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 5, 6 に示す。

以上

- 添付資料 1-1 : (7.3.(8)) 原子炉格納容器調気系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
- 添付資料 1-2 : (3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
- 添付資料 1-3 : (3.5.3) 耐圧強化ベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
- 添付資料 1-4 : (7.3(7)) 原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
- 添付資料 1-5 : (7.3(9)) 原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表（今回変更認可申請資料）
- 添付資料 2 : 原子炉格納容器調気系の系統図（今回変更認可申請資料）
- 添付資料 3 : 機器の配置を明示した図面（今回変更認可申請資料）
- 添付資料 4-1 : 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果（原子炉格納容器  
調気系 主配管）
- 添付資料 4-2 : 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果（原子炉格納容器  
フィルタベント系 主配管）
- 添付資料 4-3 : 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果（耐圧強化ベント  
系 主配管）
- 添付資料 5-1 : 設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における  
添付の要否の検討結果（原子炉格納容器調気系 主配管）
- 添付資料 5-2 : 設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における  
添付の要否の検討結果（原子炉格納フィルタベント系 主配管）
- 添付資料 5-3 : 設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における  
添付の要否の検討結果（耐圧強化ベント系 主配管）
- 添付資料 6-1 : 設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について  
(原子炉格納容器調気系 主配管)
- 添付資料 6-2 : 設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について  
(原子炉格納容器フィルタベント系 主配管)
- 添付資料 6-3 : 設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について  
(耐圧強化ベント系 主配管)
- 参考資料 1 : 原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載変更内容説明
- 参考資料 2 : JIS B2312(2001)で規定する寸法に適合しない管継手の扱いについて

添付資料 1-1 : (7.3. (8)) 原子炉格納容器調気系主配管の要目表 (今回変更認可申請資料)

変更前						変更後						
名 称	最高使用圧力 (kPa)	最高使用温度 (°C)	外 径 <sup>1</sup> (mm)	厚 さ <sup>2</sup> (mm)	材 料	名 称	最高使用圧力 (kPa)	最高使用温度 (°C)	外 径 <sup>1</sup> (mm)	厚 さ <sup>2</sup> (mm)	材 料	
*17 ドライウェル出口配管分岐点 ～ T48-F046	427 *4	171	609.6	*5 (9.5)	*14 SM400C	原子炉格納容器調気系	変更なし					
原子炉格納容器調気系 *19 原子炉格納容器配管貫通部 (X-230) ～ ドライウェル出口配管分岐点	427 *4	104	*6 609.6	*6 *5 (9.5)	*6 SM41C		変更なし 854*9	変更なし 200*9	変更なし *11 (31.0)	SM400C *11	SM400C	
			609.6	*5 (9.5)	SM41C		変更なし *11 (31.0)	SM400C	609.6	(31.0)		
			609.6	*5 (9.5)	SM41C SM400C		609.6	(31.0)	SM400C	変更なし		
	427 *4	171	*6 609.6	*6 *5 (9.5)	*6, *14 SM41C SM400C		変更なし 854*9	変更なし 200*9	609.6	(17.5)	SM400C *6, *14	
			609.6	*5 (17.5)	*14 SM400C		変更なし *11 (31.0)	SM400C	609.6	(17.5)	SM400C	
			609.6	*20 / (9.5)	*20 / (9.5)		427 854*9	171 200*9	609.6	(17.5)	STS410	
			609.6	/ (9.5)	SM400C		変更なし					
*21 サプレッションチェンバ出 口配管分岐点1 ～ T48-F045	427 *4	171	318.5	*5 (10.3)	*14 SM400C		変更なし					
			318.5	(10.3)	*22 STS410		変更なし					
			318.5	*6 (10.3)	*6, *22 STS410		変更なし					

: 手続き対象

添付資料 1-2 : (3.5.2) 原子炉格納容器フィルタベント系  
主配管の要目表（今回変更認可申請資料）

(8) 主配管（常設）

変更前							変更後						
名 称	最高使用圧力(MPa)	最高使用温度(℃)	外 径 <sup>*1</sup>	厚 さ <sup>*2</sup>	材 料	名 称	最高使用圧力(MPa)	最高使用温度(℃)	外 径 <sup>*1</sup>	厚 さ <sup>*2</sup>	材 料		
原子炉格納容器フィルタベント系	—	—	—	—	—	原子炉格納容器配管貫通部(X-230) <sup>*3</sup>	7. 原子炉格納施設 7.1 原子炉格納容器 (4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部に記載する。	—	—	—	—		
						原子炉格納容器配管貫通部(X-230) ～ ドライウェル出口配管分岐点 <sup>*4</sup>	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備 a. 原子炉格納容器調気系 ホ 主配管 に記載する。	—	—	—	—		
						原子炉格納容器配管貫通部(X-81) <sup>*3</sup>	7. 原子炉格納施設 7.1 原子炉格納容器 (4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部に記載する。	—	—	—	—		
						原子炉格納容器配管貫通部(X-81) ～ ドライウェル出口配管分岐点 <sup>*4</sup>	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備 a. 原子炉格納容器調気系 ホ 主配管 に記載する。	—	—	—	—		
						サブレッショングレンバ出口配管分岐点3 ～ フィルタ装置 <sup>*5</sup>	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (9) 圧力逃がし装置 a. 原子炉格納容器フィルタベント系 ニ 主配管（常設） に記載する。	—	—	—	—		
						フィルタ装置 ～ フィルタ装置出口側ラブチャディスク <sup>*5</sup>	—	—	—	—	—	—	
						フィルタ装置出口側ラブチャディスク ～ 排気管 <sup>*5</sup>	—	—	—	—	—	—	

: 手続き対象

添付資料 1-3 : (3.5.3) 耐圧強化ベント系主配管の要目表 (今回変更認可申請資料)

3.5.3 耐圧強化ベント系  
(8) 主配管(常設)

変更前						変更後					
名 称	最高使用圧力 (kPa)	最高使用温度 (°C)	外 径 <sup>*1</sup> (mm)	厚 さ <sup>*2</sup> (mm)	材 料	名 称	最高使用圧力 <sup>*3</sup> (kPa)	最高使用温度 <sup>*3</sup> (°C)	外 径 <sup>*1</sup> (mm)	厚 さ <sup>*2</sup> (mm)	材 料
耐圧強化ベント系	—	原子炉格納容器調気系	耐圧強化ベント系	サブレッショングランジ	耐圧強化ベント系	原子炉格納容器配管貫通部(X-230) ～ ドライウェル出口配管分岐点	*4	7. 原子炉格納施設 7.1 原子炉格納容器 (4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部に記載する。	854	200	609.6 / 457.2 (9.5) STS410
						原子炉格納容器配管貫通部(X-81) ～ ドライウェル出口配管分岐点	*4	7. 原子炉格納施設 7.1 原子炉格納容器 (4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部に記載する。			
						サブレッショングランジ	*5	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備 a. 原子炉格納容器調気系 ホ 主配管 に記載する。			
						T48-F044 ～ 非常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合流点	*6	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備 a. 原子炉格納容器調気系 ホ 主配管 に記載する。			
							*6	854	200	457.2 / 318.5 (14.3) STS410	
										318.5 (10.3) STS410	
										318.5 (10.3) STS410	
										318.5 (10.3) STS410	
										318.5 (10.3) STS410	
										318.5 (10.3) STS410	

: 手続き対象

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

添付資料 1-4 : (7.3(7)) 原子炉格納容器フィルタベント系  
主配管の要目表 (今回変更認可申請資料)

ル 主配管 (常設)

変更前						変更後					
名 称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外 径 <sup>*1</sup>	厚 さ <sup>*2</sup>	材 料	名 称	最高使用圧力 (MPa)	最高使用温度 (°C)	外 径 <sup>*1</sup>	厚 さ <sup>*2</sup>	材 料
原子炉格納容器フィルタベント系	—	—	—	—	—	原子炉格納容器配管貫通部 (X-230) <sup>*3</sup>	7. 原子炉格納施設 7.1 原子炉格納容器 (4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部に記載する。	—	—	—	—
						原子炉格納容器配管貫通部 (X-230) ～ ドライウェル出口配管分岐点 <sup>*4</sup>	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備 a. 原子炉格納容器調気系 ホ 主配管 に記載する。	—	—	—	—
						原子炉格納容器配管貫通部 (X-81) <sup>*5</sup>	7. 原子炉格納施設 7.1 原子炉格納容器 (4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部に記載する。	—	—	—	—
						原子炉格納容器配管貫通部 (X-81) ～ ドライウェル出口配管分岐点 <sup>*6</sup>	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備 a. 原子炉格納容器調気系 ホ 主配管 に記載する。	—	—	—	—
						サブレッションチェンバ出口配管分岐点3 ～ フィルタ装置 <sup>*7</sup>	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (9) 圧力逃がし装置 a. 原子炉格納容器フィルタベント系 ニ 主配管 (常設) に記載する。	—	—	—	—
						フィルタ装置 ～ フィルタ装置出口側ラブチャディスク <sup>*8</sup>	—	—	—	—	—
						フィルタ装置出口側ラブチャディスク ～ 排気管 <sup>*9</sup>	—	—	—	—	—



: 手続き対象

## 添付資料 1-5 : (7.3(9)) 原子炉格納容器フィルタベント系

## 主配管の要目表（今回変更認可申請資料）

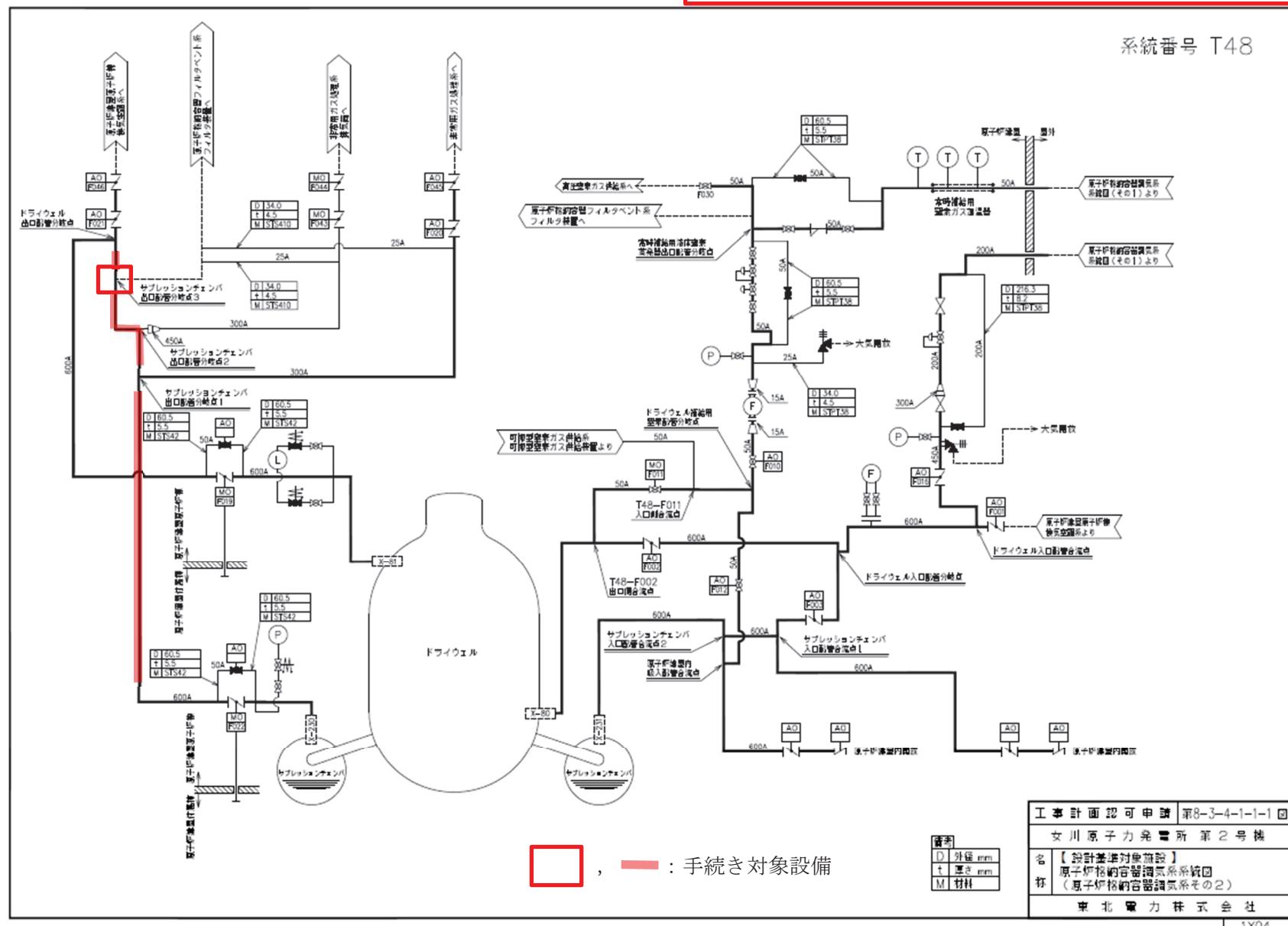
## ニ 主配管（常設）

変更前						変更後						
名 称	最高使用圧力 (kPa)	最高使用温度 (℃)	外 径 <sup>*1</sup> (mm)	厚 さ <sup>*2</sup> (mm)	材 料	名 称	最高使用圧力 <sup>*3</sup> (kPa)	最高使用温度 <sup>*3</sup> (℃)	外 径 <sup>*1</sup> (mm)	厚 さ <sup>*2</sup> (mm)	材 料	
原子炉格納容器フィルタベント系	—	—	—	—	—	原子炉格納容器配管貫通部(X-230) <sup>*4</sup>	7. 原子炉格納施設 7.1 原子炉格納容器 (4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部 に記載する。	—	—	—	—	
						原子炉格納容器調気系 <sup>*5</sup> 原子炉格納容器配管貫通部(X-230) ～ ドライウェル出口配管分岐点 <sup>*6</sup>	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備 a. 原子炉格納容器調気系 主配管 に記載する。	—	—	—	—	
						原子炉格納容器配管貫通部(X-81) <sup>*4</sup>	7. 原子炉格納施設 7.1 原子炉格納容器 (4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部 に記載する。	—	—	—	—	
						原子炉格納容器調気系 <sup>*5</sup> 原子炉格納容器配管貫通部(X-81) ～ ドライウェル出口配管分岐点 <sup>*6</sup> サプレッションチェンバ出口 配管分岐点3 ～ フィルタ装置 (次頁へ続く)	7. 原子炉格納施設 7.3 圧力低減設備その他の安全設備 (8) 原子炉格納容器調気設備 a. 原子炉格納容器調気系 主配管 に記載する。	854	200	406.4 406.4 <sup>*7</sup> 406.4 406.4 61.1 <sup>*8</sup> 406.4 406.4 216.3	(12.7) (12.7) <sup>*7</sup> (21.4) (12.7) (12.7) (12.7) (12.7) (8.2)	STS410 STS410 <sup>*7</sup> SF490A STS410 S25C STS410 STS410

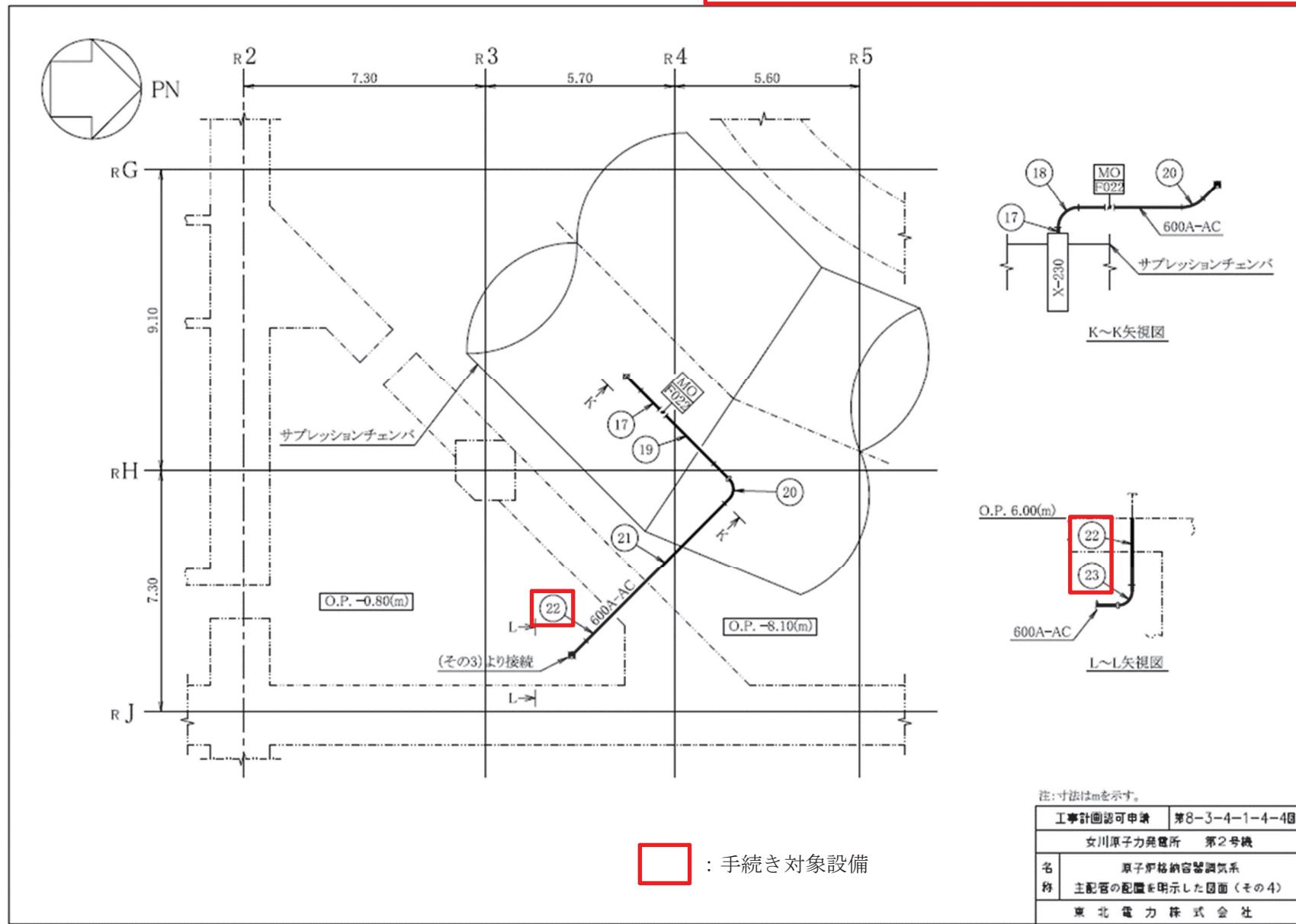
□ : 手続き対象

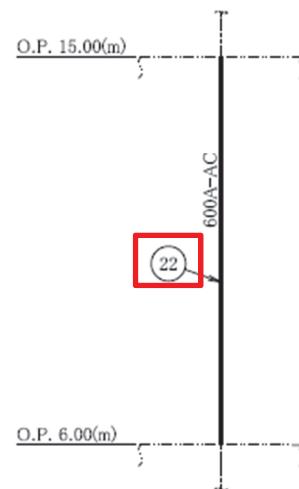
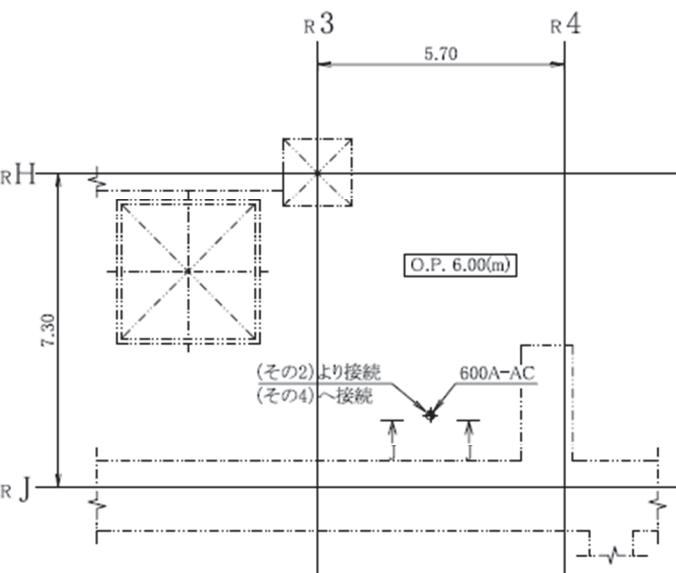
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

添付資料 2: 原子炉格納容器調気系の系統図 (今回変更認可申請資料)



添付資料3：機器の配置を明示した図面（今回変更認可申請資料）

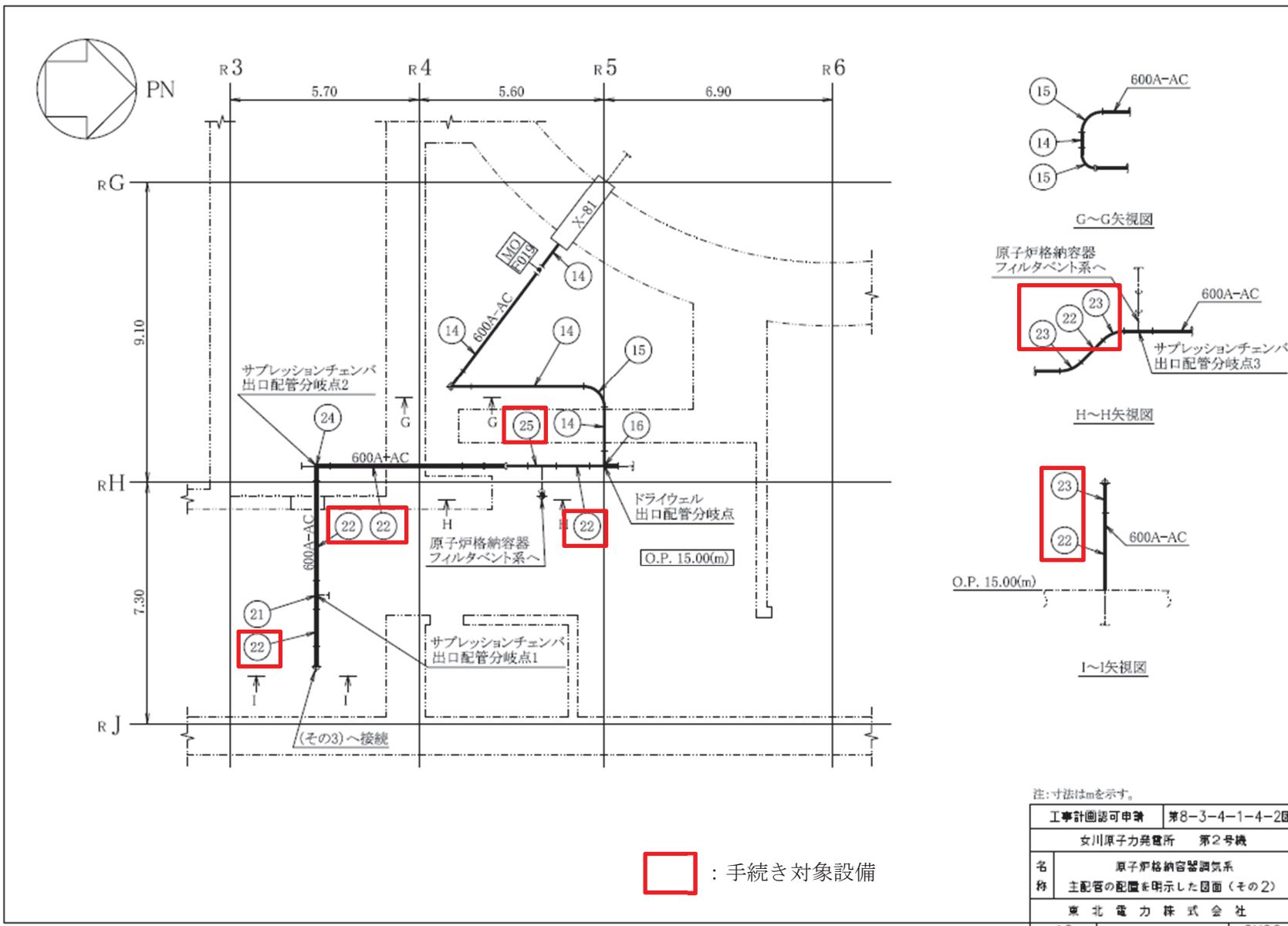




J～J矢視図

□ : 手続き対象設備

注:寸法はmを示す。	
工事計画認可申請	第8-3-4-1-4-3回
女川原子力発電所 第2号機	
名 称	原子炉格納容器調圧系
	主配管の配置を明示した図面(その3)
東北電力株式会社	
AC	1830



## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(原子炉格納容器調気系 主配管)

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文  
△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文  
×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理 由	適合性を確認するための申請書類
第4条	設計基準対象施設の地盤	△	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、設計基準対象施設の地盤については、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画（以下「既工事計画」という。）において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置地盤を変更するもしくは影響を与えるものではなく、設計基準対象施設の地盤に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とはならない。	—
第5条	地震による損傷の防止	○	本設備は、耐震重要度分類Sクラスに分類され、それに応じた地震力に耐えうる設計であることの確認が必要であり、本条文に適合していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。耐震重要度分類Sクラスの地震力に耐えうる設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	△	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、津波による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置場所の変更設計や津波防護施設の変更を行うものではなく、津波による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とはならない。	—
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	△	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、外部からの衝撃による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置場所の変更や外部からの衝撃に対する防護措置の変更を行うものではなく、外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とはならない。	—
第8条	立入りの防止	△	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、立ち入りの防止については、工場、事業所（発電所）に対する要求であり、既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とはならない。	—
第9条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	△	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、工場、事業所（発電所）に対する要求であり、既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、人の不法な侵入・不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とはならない。	—
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから、適用条文とはならない。	—
第11条	火災による損傷の防止	△	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、火災による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置場所の変更や不燃材料を使用する設計の変更を行うものではなく、火災による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とはならない。	—
第12条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	△	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、溢水による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置場所の変更、浸水防護設備の変更および既工事計画の溢水評価の変更を行うものではなく、溢水による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とはならない。	—
第13条	安全避難通路等	△	本設備は、発電用原子炉設備であることから、適用条文となるが、安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とはならない。	—
第14条	安全設備	○	本設備は、安全設備であり、変更を行う設備が通常運転時、運転時の異常な過度変化及び設計基準事故等において、必要な機能が、発揮できることを確認する必要があるため、審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	○	本設備は設計基準対象施設であり、設計基準対象施設の機能として、保守点検を含めた試験・検査性について、適合性の確認が必要であり、審査対象条文となる。悪影響防止及び保守点検を含めた試験・検査性が確保されている設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	本設備は、全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第17条	材料及び構造	○	本設備は、クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。クラス2機器として、必要な機械的強度等を有していることを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・強度に関する説明書

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(原子炉格納容器調気系 主配管)

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文  
△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文  
×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理 由	適合性を確認するための申請書類
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	△	本設備は、クラス2機器であり適用条文となるが、使用中の亀裂等による破壊の防止については、維持段階での要求であるため、設計段階において審査対象条文とならない。	—
第19条	流体振動等による損傷の防止	×	本設備は、一次冷却系統に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第20条	安全弁等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当するものの、安全弁等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第21条	耐圧試験等	△	本設備は、クラス2機器であり適用条文となるが、耐圧試験等については、検査段階での要求であり、設計段階において審査対象条文とならない。	—
第22条	監視試験片	×	本設備は、設計基準対象施設に該当するものの、容器に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第23条	炉心等	×	本設備は、炉心等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第24条	熱遮蔽材	×	本設備は、熱遮蔽材に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第25条	一次冷却材	×	本設備は、一次冷却材に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×	本設備は、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	本設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	本設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第29条	一次冷却材処理装置	×	本設備は、一次冷却材処理装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第30条	逆止め弁	×	本設備は、放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第31条	蒸気タービン	×	本設備は、蒸気タービンに該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第32条	非常用炉心冷却設備	×	本設備は、非常用炉心冷却設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第33条	循環設備等	×	本設備は、循環設備等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(原子炉格納容器調気系 主配管)

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文  
△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文  
×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第34条	計測装置	×	本設備は、計測装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第35条	安全保護装置	×	本設備は、安全保護装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	本設備は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第37条	制御材駆動装置	×	本設備は、制御材駆動装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第38条	原子炉制御室等	×	本設備は、原子炉制御室等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第39条	廃棄物処理設備等	×	本設備は、廃棄物処理設備等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	本設備は、廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	本設備は、放射性物質による汚染の防止に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第42条	生体遮蔽等	×	本設備は、生体遮蔽等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第43条	換気設備	×	本設備は、換気設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第44条	原子炉格納施設	○	本設備は、原子炉格納容器調気系であるため審査対象条文となる。 <span style="background-color: #ffffcc;">原子炉格納容器バウンダリに係る配管であることから一次冷却系等に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に想定される最大の圧力及び最高の温度に耐えられる設計であることを</span> 右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・設定根拠に関する説明書
第45条	保安電源設備	×	本設備は、保安電源設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第46条	緊急時対策所	×	本設備は、緊急時対策所に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第47条	警報装置等	×	本設備は、警報装置等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第48条	準用	×	本設備は、補助ボイラ、ガスタービン、内燃機関又は電気設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第49条	重大事故等対処施設の地盤	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(原子炉格納容器調気系 主配管)

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文  
△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文  
×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理 由	適合性を確認するための申請書類
第50条	地震による損傷の防止	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第51条	津波による損傷の防止	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第52条	火災による損傷の防止	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×	本設備は、特定重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第54条	重大事故等対処設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第55条	材料及び構造	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第57条	安全弁等	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第58条	耐圧試験等	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(原子炉格納容器調気系 主配管)

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文  
△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文  
×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第66条	原子炉格納容器下部の容融炉心を冷却するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第71条	重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第72条	電源設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第73条	計装設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第75条	監視測定設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第76条	緊急時対策所	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第78条	準用	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(原子炉格納容器フィルタベント系 主配管)

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文  
△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文  
×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第4条	設計基準対象施設の地盤	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第5条	地震による損傷の防止	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第6条	津波による損傷の防止	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第7条	外部からの衝撃による損傷の防 止	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第8条	立入りの防止	△	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、立ち入りの防止については、工場、事業所（発電所）に対する要求であり、既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	—
第9条	発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止	△	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、工場、事業所（発電所）に対する要求であり、既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、人の不法な侵入・不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	—
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないとから、適用条文とはならない。	—
第11条	火災による損傷の防止	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第12条	発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第13条	安全避難通路等	△	本設備は、発電用原子炉設備であることから、適用条文となるが、安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とならない。	—
第14条	安全設備	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第15条	設計基準対象施設の機能	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第17条	材料及び構造	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防 止	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(原子炉格納容器フィルタベント系 主配管)

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文  
△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文  
×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第19条	流体振動等による損傷の防止	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第20条	安全弁等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第21条	耐圧試験等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第22条	監視試験片	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第23条	炉心等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第24条	熱遮蔽材	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第25条	一次冷却材	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第29条	一次冷却材処理装置	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第30条	逆止め弁	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第31条	蒸気タービン	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第32条	非常用炉心冷却設備	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第33条	循環設備等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第34条	計測装置	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(原子炉格納容器フィルタベント系 主配管)

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文  
△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文  
×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理 由	適合性を確認するための申請書類
第35条	安全保護装置	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第37条	制御材駆動装置	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第38条	原子炉制御室等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第39条	廃棄物処理設備等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第42条	生体遮蔽等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第43条	換気設備	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第44条	原子炉格納施設	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第45条	保安電源設備	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第46条	緊急時対策所	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第47条	警報装置等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第48条	準用	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第49条	重大事故等対処施設の地盤	△	本設備は、重大事故等対処施設であることから、適用条文となるが、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置地盤を変更するもしくは影響を与えるものではなく、重大事故等対処施設の地盤に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とはならない。	—

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(原子炉格納容器フィルタベント系 主配管)

【凡例】 ○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文  
△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文  
×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理 由	適合性を確認するための申請書類
第50条	地震による損傷の防止	○	本設備は、重大事故等対処施設であり、基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことの確認が必要であり、本条文に適合していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・耐震性に関する説明書
第51条	津波による損傷の防止	△	本設備は、重大事故等対処施設であることから、適用条文となるが、津波による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置場所の変更設計や津波防護施設の変更を行うものではなく、津波による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とならない。	—
第52条	火災による損傷の防止	△	本設備は、重大事故等対処施設であることから、適用条文となるが、火災による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置場所の変更や不燃材料を使用する設計の変更を行うものではなく、火災による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とならない。	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×	本設備は、特定重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第54条	重大事故等対処設備	○	本設備は、重大事故等対処設備であり、重大事故等対処設備に必要な機能が発揮できることを確認する必要があるため、審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・設定根拠に関する説明書 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 ・耐震性に関する説明書 ・強度に関する説明書
第55条	材料及び構造	○	本設備は、重大事故等クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。重大事故等クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・強度に関する説明書
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	△	本設備は、重大事故等クラス2機器であり適用条文となるが、使用中の亀裂等による破壊の防止については、維持段階での要求であるため、設計段階においては審査対象条文とならない。	—
第57条	安全弁等	×	本設備は、安全弁等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第58条	耐圧試験等	△	本設備は、重大事故等クラス2機器であり適用条文となるが、耐圧試験等については、検査段階での要求であり、設計段階において審査対象条文とならない。	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×	本設備は、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	本設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×	本設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	本設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(原子炉格納容器フィルタベント系 主配管)

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文  
△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文  
×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	○	本設備は、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当するため、審査対象条文となる。最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として求められる機能を有することを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・設定根拠に関する説明書 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	本設備は、原子炉格納容器内の冷却等のための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	○	本設備は、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当するため、審査対象条文となる。原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備として求められる機能を有することを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・設定根拠に関する説明書 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×	本設備は、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	○	本設備は、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当するため、審査対象条文となる。水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備として求められる機能を有することを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・設定根拠に関する説明書 ・原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×	本設備は、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	本設備は、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×	本設備は、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第71条	重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備	×	本設備は、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第72条	電源設備	×	本設備は、電源設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第73条	計装設備	×	本設備は、計装設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×	本設備は、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第75条	監視測定設備	×	本設備は、監視測定設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(原子炉格納容器フィルタベント系 主配管)

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文

△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文

×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第76条	緊急時対策所	×	本設備は、緊急時対策所に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	本設備は、通信連絡を行うために必要な設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第78条	準用	×	本設備は、ガスタービン、内燃機関又は電気設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(耐圧強化ベント系 主配管)

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文  
△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文  
×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理 由	適合性を確認するための申請書類
第4条	設計基準対象施設の地盤	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第5条	地震による損傷の防止	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第6条	津波による損傷の防止	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第7条	外部からの衝撃による損傷の防 止	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第8条	立入りの防止	△	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、立ち入りの防止については、工場、事業所（発電所）に対する要求であり、既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	—
第9条	発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止	△	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、工場、事業所（発電所）に対する要求であり、既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、人の不法な侵入・不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	—
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから、適用条文とはならない。	—
第11条	火災による損傷の防止	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第12条	発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第13条	安全避難通路等	△	本設備は、発電用原子炉設備であることから、適用条文となるが、安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とならない。	—
第14条	安全設備	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第15条	設計基準対象施設の機能	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第17条	材料及び構造	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防 止	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(耐圧強化ベント系 主配管)

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文  
△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文  
×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第19条	流体振動等による損傷の防止	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第20条	安全弁等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第21条	耐圧試験等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第22条	監視試験片	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第23条	炉心等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第24条	熱遮蔽材	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第25条	一次冷却材	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第27条	原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第29条	一次冷却材処理装置	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第30条	逆止め弁	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第31条	蒸気タービン	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第32条	非常用炉心冷却設備	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第33条	循環設備等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第34条	計測装置	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(耐圧強化ベント系 主配管)

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文  
△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文  
×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第35条	安全保護装置	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第36条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第37条	制御材駆動装置	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第38条	原子炉制御室等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第39条	廃棄物処理設備等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第42条	生体遮蔽等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第43条	換気設備	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第44条	原子炉格納施設	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第45条	保安電源設備	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第46条	緊急時対策所	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第47条	警報装置等	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第48条	準用	×	本設備は、設計基準対象施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第49条	重大事故等対処施設の地盤	△	本設備は、重大事故等対処施設であることから、適用条文となるが、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置地盤を変更するもしくは影響を与えるものではなく、重大事故等対処施設の地盤に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とはならない。	—

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(耐圧強化ベント系 主配管)

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文  
△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文  
×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理 由	適合性を確認するための申請書類
第50条	地震による損傷の防止	○	本設備は、重大事故等対処施設であり、基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことの確認が必要であり、本条文に適合していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・耐震性に関する説明書
第51条	津波による損傷の防止	△	本設備は、重大事故等対処施設であることから、適用条文となるが、津波による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置場所の変更設計や津波防護施設の変更を行うものではなく、津波による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とならない。	—
第52条	火災による損傷の防止	△	本設備は、重大事故等対処施設であることから、適用条文となるが、火災による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、設置場所の変更や不燃材料を使用する設計の変更を行うものではなく、火災による損傷の防止に係る設計は本手続きに関係しないため、審査対象条文とならない。	—
第53条	特定重大事故等対処施設	×	本設備は、特定重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第54条	重大事故等対処設備	○	本設備は、重大事故等対処設備であり、重大事故等対処設備に必要な機能が発揮できることを確認する必要があるため、審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・設定根拠に関する説明書 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 ・耐震性に関する説明書 ・強度に関する説明書
第55条	材料及び構造	○	本設備は、重大事故等クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。重大事故等クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・強度に関する説明書
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	△	本設備は、重大事故等クラス2機器であり適用条文となるが、使用中の亀裂等による破壊の防止については、維持段階での要求であるため、設計段階においては審査対象条文とならない。	—
第57条	安全弁等	×	本設備は、安全弁等に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第58条	耐圧試験等	△	本設備は、重大事故等クラス2機器であり適用条文となるが、耐圧試験等については、検査段階での要求であり、設計段階において審査対象条文とならない。	—
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	×	本設備は、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第60条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	本設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	×	本設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第62条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	×	本設備は、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(耐圧強化ベント系 主配管)

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文  
△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文  
×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理 由	適合性を確認するための申請書類
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	○	本設備は、最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に該当するため、審査対象条文となる。最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として求められる機能を有することを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・設定根拠に関する説明書 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
第64条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	×	本設備は、原子炉格納容器内の冷却等のための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	×	本設備は、原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	×	本設備は、原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第67条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	×	本設備は、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第68条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	×	本設備は、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	本設備は、使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第70条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	×	本設備は、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第71条	重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備	×	本設備は、重大事故等の収束に必要となる水の供給設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第72条	電源設備	×	本設備は、電源設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第73条	計装設備	×	本設備は、計装設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第74条	運転員が原子炉制御室にとどまるための設備	×	本設備は、運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第75条	監視測定設備	×	本設備は、監視測定設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第76条	緊急時対策所	×	本設備は、緊急時対策所に該当しないことから、適用条文とはならない。	—
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	本設備は、通信連絡を行うために必要な設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

## 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果(耐圧強化ペント系 主配管)

【凡例】○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文  
△：適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文  
×：適用を受けない条文

技術基準条文		適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第78条	準用	×	本設備は、ガスタービン、内燃機関又は電気設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	—

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類  
及び本申請における添付の要否の検討結果（原子炉格納容器調気系 主配管）

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
各発電用原子炉施設に共通			
1 送電関係一覧図		×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、送電関係一覧図に変更はないため不要。
2 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止措置に関する説明書		×	女川原子力発電所において、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないため不要。
3 工場又は事業所の概要を明示した地形図		×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、工場又は事業所の概要を明示した地形図に変更はないため不要。
4 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図		×	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図において、主配管は明示していないため不要。
5 単線結線図(接地線(計器用変成器を除く。)については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。)		×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、単線結線図に変更はないため不要。
6 新技術の内容を十分に説明した書類		×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、新技術の採用等は実施していないため不要。
7 発電用原子炉施設の熱精算図		×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、発電用原子炉施設の熱精算図に変更はないため不要。
8 熱出力計算書		×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、熱出力計算書に変更はないため不要。
9 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書		○	工事計画認可申請書の工事計画の内容が、令和2年2月26日付け原規規発第2002261号で許可された設置変更許可申請書との整合性を確認する必要がある

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
			ことから添付する。
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度 に関する説明書	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により、排気中及び排水中の放射性物質の濃度に変更はないため 不要。
11	人が常時勤務し、又は頻繁に入出する工場又は事業所内の場所における線量に に関する説明書	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により、人が常時勤務し又 は頻繁に入出する工場又は事業所内の場所における線量に変更はないため 不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による 損傷の防止に関する説明書	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により、自然現象等による 損傷の防止に変更はないため不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがある 管理区域(第二条第二項第四号に規定 する管理区域のうち、その場所における 外部放射線に係る線量のみが同号の規 定に基づき告示する線量を超えるおそ れがある場所を除いた場所をいう。)並 びにその地下に施設する排水路並びに 当該排水路に施設する排水監視設備及 び放射性物質を含む排水を安全に処理 する設備の配置の概要を明示した図面	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により、放射性物質により 汚染するおそれがある管理区域並びに その地下に施設する排水路並びに当該 排水路に施設する排水監視設備及び放 射性物質を含む排水を安全に処理する 設備の配置に変更はないため不要。
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により、取水口及び放水口 に変更はないため不要。
15	設備別記載事項のうち、容量又は注入速 度、最高使用圧力、最高使用温度、個数、 再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又 は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時 間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動 速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、慣性 定数、回転速度半減時間、慣性モーメン ト、設定破裂圧力並びに設計温度の設定 根拠に関する説明書	○	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表 の記載の変更により、設定根拠に関する 説明書にて説明が必要な設備別記載事 項に変更があるため添付する。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に係るものを除く。)の構造図及び取付箇所を明示した図面	×	原子炉格納容器調気系 主配管は、環境測定装置(放射線管理用計測装置に係るものを除く。)に該当する設備ではないため不要。
17	クラス 1 機器(技術基準規則第二条第二項第三十三号口に規定するクラス 1 機器をいう。)及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1 機器にあっては、支持構造物を含めて記載すること。)	×	原子炉格納容器調気系主配管は、クラス 1 機器及び炉心支持構造物に該当する設備ではないため不要。
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。)及び重大事故等対処設備(設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。)が使用される条件の下における健全性に関する説明書	○	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、使用される条件の下における健全性に対して影響を与えるものでないが、安全設備および重大事故等対処設備に該当することから添付する。
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、火災防護に関する設計に変更はないため不要。
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、溢水防護に関する設計に変更はないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、蒸気タービン、ポンプ等の破壊に伴う飛散物による損傷防護に変更はないため不要。
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、通信連絡設備に変更はないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、安全避難通路に変更はないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、非常用照明に変更はないため不要。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
原子炉格納施設			
1	原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	○	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、機器の配置を明示した図面を変更する必要があることから添付する。
2	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	○	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、配管仕様が変更となることから、耐震重要度クラスに応じた地震力に耐えられる設計であることを評価するため添付する。
3	強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	○	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、配管仕様が変更となることから構造強度への影響を確認する必要があるため添付する。
4	構造図	×	構造図において主配管は明示していないため不要。
5	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（原子炉格納容器本体の脆性破壊防止に関する説明を併せて記載すること。）	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、原子炉格納施設の設計条件に変更はないため不要。
6	原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、水素濃度低減性能に変更はないため不要。
7	原子炉格納施設の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、原子炉格納施設の基礎に変更はないため不要。
8	圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に変更はないため不要。
9	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）	×	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、安全弁及び逃がし弁の吹出量計算に変更はないため不要。
10	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	○	原子炉格納容器調気系 主配管の要目表の記載の変更により、設計及び工事に係

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	添付の要否 (○・×)	理由
		る品質管理の方法等を評価する必要があるため、説明書を添付する。

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類  
及び本申請における添付の要否の検討結果（原子炉格納容器フィルタベント系 主配管）

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
各発電用原子炉施設に共通			
1 送電関係一覧図		×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、送電関係一覧図に変更はないため不要。
2 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止措置に関する説明書		×	女川原子力発電所において、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないため不要。
3 工場又は事業所の概要を明示した地形図		×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、工場又は事業所の概要を明示した地形図に変更はないため不要。
4 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図		×	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図において、主配管は明示していないため不要。
5 単線結線図(接地線(計器用変成器を除く。)については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。)		×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、単線結線図に変更はないため不要。
6 新技術の内容を十分に説明した書類		×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、新技術の採用等は実施していないため不要。
7 発電用原子炉施設の熱精算図		×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、発電用原子炉施設の熱精算図に変更はないため不要。
8 熱出力計算書		×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、熱出力計算書に変更はないため不要。
9 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書		○	工事計画認可申請書の工事計画の内容が、令和2年2月26日付け原規規発第2002261号で許可された設置変更許可申

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
			請書との整合性を確認する必要があることから添付する。
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、排気中及び排水中の放射性物質の濃度に変更はないため不要。
11	人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、人が常時勤務し又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に変更はないため不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、自然現象等による損傷の防止に変更はないため不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(第二条第二項第四号に規定する管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。)並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置に変更はないため不要。
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、取水口及び放水口に変更はないため不要。
15	設備別記載事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、個数、再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、慣性定数、回転速度半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並びに設計温度の設定	○	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、設定根拠に関する説明書にて説明が必要な設備別記載事項に変更があるため添付する。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
	根拠に関する説明書		
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に係るものを除く。)の構造図及び取付箇所を明示した図面	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、環境測定装置(放射線管理用計測装置に係るものを除く。)に該当する設備ではないため不要。
17	クラス1機器(技術基準規則第二条第二項第三十三号に規定するクラス1機器をいう。)及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書(クラス1機器にあっては、支持構造物を含めて記載すること。)	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管は、クラス1機器及び炉心支持構造物に該当する設備ではないため不要。
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。)及び重大事故等対処設備(設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。)が使用される条件の下における健全性に関する説明書	○	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、使用される条件の下における健全性に対して影響を与えるものでないが、安全設備および重大事故等対処設備に該当することから添付する。
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、火災防護に関する設計に変更はないため不要。
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、溢水防護に関する設計に変更はないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、蒸気タービン、ポンプ等の破壊に伴う飛散物による損傷防護に変更はないため不要。
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、通信連絡設備に変更はないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、安全避難通路に変更はないため不要。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、非常用照明に変更はないため不要。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
原子炉冷却系統施設			
1	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	○	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、機器の配置を明示した図面を変更する必要があることから添付する。
2	蒸気タービンの給水処理系統図	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は蒸気タービンの給水処理系統に該当しないため不要。
3	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	○	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、配管仕様が変更となることから、耐震重要度クラスに応じた地震力に耐えられる設計であることを評価するため添付する。
4	強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	○	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、配管仕様が変更となることから構造強度への影響を確認する必要があるため添付する。
5	構造図	×	構造図において主配管は明示していないため不要。
6	原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置に該当しないため不要。
7	蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管は、蒸気タービンの基礎に該当しないため不要。
8	流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書	×	原子炉格納容器フィルタベント系主配管は、流体振動評価が必要な配管内円柱状構造物および高サイクル熱疲労の評価対象に該当しないため不要。
9	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管は、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプに該当しないため不要。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
10	蒸気タービンの制御方法に関する説明書	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管は、蒸気タービンに該当しないため不要。
11	蒸気タービンの振動管理に関する説明書	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管は、蒸気タービンに該当しないため不要。
12	蒸気タービンの冷却水の種類及び冷却水として海水を使用しない場合は、可能取水量を記載した書類	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管は、蒸気タービンに該当しないため不要。
13	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管は、安全弁及び逃がし弁に該当しないため不要。
14	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	○	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、設計及び工事に係る品質管理の方法等を評価する必要があるため、説明書を添付する。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
原子炉格納施設			
1	原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	○	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、機器の配置を明示した図面を変更する必要があることから添付する。
2	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	○	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、配管仕様が変更となることから、耐震重要度クラスに応じた地震力に耐えられる設計であることを評価するため添付する。
3	強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	○	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、配管仕様が変更となることから構造強度への影響を確認する必要があるため添付する。
4	構造図	×	構造図において主配管は明示していないため不要。
5	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（原子炉格納容器本体の脆性破壊防止に関する説明を併せて記載すること。）	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、原子炉格納施設の設計条件に変更はないため不要。
6	原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書	○	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、原子炉格納施設の水素濃度低減性能を評価する必要があるため、説明書を添付する。
7	原子炉格納施設の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、原子炉格納施設の基礎に変更はないため不要。
8	圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に変更はないため不要。
9	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）	×	原子炉格納容器フィルタベント系 主配管の要目表の記載の変更により、安全弁及び逃がし弁の吹出量計算に変更はないため不要。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
10	設計及び工事に係る品質マネジメント システムに関する説明書	○	原子炉格納容器フィルタベント系 主配 管の要目表の記載の変更により、設計及 び工事に係る品質管理の方法等を評価 する必要があるため、説明書を添付す る。

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類  
及び本申請における添付の要否の検討結果（耐圧強化ベント系 主配管）

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
各発電用原子炉施設に共通			
1 送電関係一覧図		×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、送電関係一覧図に変更はないため不要。
2 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止措置に関する説明書		×	女川原子力発電所において、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないため不要。
3 工場又は事業所の概要を明示した地形図		×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、工場又は事業所の概要を明示した地形図に変更はないため不要。
4 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図		×	主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図において、主配管は明示していないため不要。
5 単線結線図(接地線(計器用変成器を除く。)については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。)		×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、単線結線図に変更はないため不要。
6 新技術の内容を十分に説明した書類		×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、新技術の採用等は実施していないため不要。
7 発電用原子炉施設の熱精算図		×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、発電用原子炉施設の熱精算図に変更はないため不要。
8 熱出力計算書		×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、熱出力計算書に変更はないため不要。
9 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書		○	工事計画認可申請書の工事計画の内容が、令和2年2月26日付け原規規発第2002261号で許可された設置変更許可申請書との整合性を確認する必要がある

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
			ことから添付する。
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度 に関する説明書	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、排気中及び排水中の放射性物質の濃度に変更はないため不要。
11	人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、人が常時勤務し又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に変更はないため不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による 損傷の防止に関する説明書	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、自然現象等による損傷の防止に変更はないため不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(第二条第二項第四号に規定する管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。)並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置に変更はないため不要。
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、取水口及び放水口に変更はないため不要。
15	設備別記載事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、個数、再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、慣性定数、回転速度半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書	○	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、設定根拠に関する説明書にて説明が必要な設備別記載事項に変更があるため添付する。
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に係るものを除く。)の構造図及び取付箇所を明示した図面	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、環境測定装置(放射線管理用計測装置に係るものを除く。)に

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
			該当する設備ではないため不要。
17	クラス1機器(技術基準規則第二条第二項第三十三号口に規定するクラス1機器をいう。)及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書(クラス1機器にあっては、支持構造物を含めて記載すること。)	×	耐圧強化ベント系 主配管は、クラス1機器及び炉心支持構造物に該当する設備ではないため不要。
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。)及び重大事故等対処設備(設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。)が使用される条件の下における健全性に関する説明書	○	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、使用される条件の下における健全性に対して影響を与えるものでないが、安全設備および重大事故等対処設備に該当することから添付する。
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、火災防護に関する設計に変更はないため不要。
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、溢水防護に関する設計に変更はないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、蒸気タービン、ポンプ等の破壊に伴う飛散物による損傷防護に変更はないため不要。
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、通信連絡設備に変更はないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、安全避難通路に変更はないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	×	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、非常用照明に変更はないため不要。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
原子炉冷却系統施設			
1	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	○	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、機器の配置を明示した図面を変更する必要があることから添付する。
2	蒸気タービンの給水処理系統図	×	耐圧強化ベント系 主配管は蒸気タービンの給水処理系統に該当しないため不要。
3	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	○	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、配管仕様が変更となることから、耐震重要度クラスに応じた地震力に耐えられる設計であることを評価するため添付する。
4	強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	○	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、配管仕様が変更となることから構造強度への影響を確認する必要があるため添付する。
5	構造図	×	構造図において主配管は明示していないため不要。
6	原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	×	耐圧強化ベント系 主配管は、原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置に該当しないため不要。
7	蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面	×	耐圧強化ベント系 主配管は、蒸気タービンの基礎に該当しないため不要。
8	流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書	×	耐圧強化ベント系 主配管は、流体振動評価が必要な配管内円柱状構造物および高サイクル熱疲労の評価対象に該当しないため不要。
9	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書	×	耐圧強化ベント系 主配管は、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプに該当しないため不要。
10	蒸気タービンの制御方法に関する説明書	×	耐圧強化ベント系 主配管は、蒸気タービンに該当しないため不要。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類		添付の要否 (○・×)	理由
11	蒸気タービンの振動管理に関する説明書	×	耐圧強化ベント系 主配管は、蒸気タービンに該当しないため不要。
12	蒸気タービンの冷却水の種類及び冷却水として海水を使用しない場合は、可能取水量を記載した書類	×	耐圧強化ベント系 主配管は、蒸気タービンに該当しないため不要。
13	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バネ式のものに限る。)	×	耐圧強化ベント系 主配管は、安全弁及び逃がし弁に該当しないため不要。
14	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	○	耐圧強化ベント系 主配管の要目表の記載の変更により、設計及び工事に係る品質管理の方法等を評価する必要があるため、説明書を添付する。

## 設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について

(原子炉格納容器調気系 主配管)

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の変更の有無	添付書類の変更の有無の理由
各発電用原子炉施設に共通				
1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	—	・ VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性	無	原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載事項は、本説明書記載事項（許可の際の申請書等の記載事項）に当たらなかったため、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。なお、当該設備に係る基本設計方針の変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。
		・ VI-1-1-1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性	無	原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載事項は、本説明書記載事項（許可の際の申請書等の記載事項）に当たらなかったため、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。なお、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。
2 設備別記載事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、個数、再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動速度及び	44 条	・ VI-1-1-4-7-6-1-2 設定根拠に関する説明書（原子炉格納容器調気系 主配管）	有	原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載の変更は、既設配管の一部厚肉化及び JIS 規格外管継手の採用を反映するものであり、「原子炉格納容器配管貫通部(X-230)～ドライウェル出口配管分岐点」において JIS 規格外管継手の枝管の記載を削除する必要があることから、本説明書を変更する。（別紙 1 参照）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の変更の有無	添付書類の変更の有無の理由
挿入時間, 効率, 吹出圧力, 慣性定数, 回転速度半減時間, 慣性モーメント, 設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書				
3 安全設備(技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。)及び重大事故等対処設備(設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。)が使用される条件の下における健全性に関する説明書	14条 15条	・ VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	無	原子炉格納容器調気系主配管の要目表の変更は、基本設計方針を変更するものではなく、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書に影響を与えるものではないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。 なお、要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できる設計であることを確認している。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の変更の有無	添付書類の変更の有無の理由
原子炉格納施設				
1 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	14 条 15 条 44 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 8-3-4-1-1-1 図 【設計基準対象施設】原子炉格納容器調気系系統図（原子炉格納容器調気系その 2）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-1 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 1）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-2 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 2）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-3 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 3）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-4 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 4）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-6 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 6）</li> </ul>	有	原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載の変更は、既設配管の一部厚肉化及び JIS 規格外管継手の採用を反映するものであり、「原子炉格納容器配管貫通部（X-230）～ドライウェル出口配管分岐点」において本図面を変更する。（別紙 2 参照）
2 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	5 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2-9-4-5-1-1 管の耐震性についての計算書（原子炉格納容器調気系）</li> </ul>	無	原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載の変更は、既設配管の一部厚肉化及び JIS 規格外管継手の採用を反映するものであるが、「原子炉格納容器配管貫通部（X-230）～ドライウェル出口配管分岐点」において当初より解析モデルには要目表の変更内容がインプットされていることから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本計算書から変更はない。（別紙 3 参照）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第二 添付書類		関連条文	添付書類名	添付書類の変更の有無	添付書類の変更の有無の理由
3	強度に関する説明書 (支持構造物を含めて記載すること。)	17 条	・VI-3-3-6-2-9-1-2-1 管の基本板厚計算書（原子炉格納容器調気系）	有	原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載の変更は、JIS 規格外管継手を管として扱うため概略系統図及び管の強度計算書等へ反映し、管の穴と補強計算書へ評価を追加する必要があるため本計算書を変更する。（別紙 4 参照）
			・VI-3-3-6-2-9-1-2-2 管の応力計算書（原子炉格納容器調気系）	無	原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載の変更は、「原子炉格納容器配管貫通部(X-230)～ドライウェル出口配管分岐点」において既設配管の一部厚肉化及び JIS 規格外管継手の採用を反映するものであるが、管の応力計算書は、解析モデルが耐震性についての計算書と同一であり、当初より解析モデルには要目表の変更内容がインプットされていることから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本計算書から変更はない。（別紙 3 参照）
4	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	—	・VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	無	原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載の変更により、設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画並びに工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画に変更はないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。
			・VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 原子炉格納施設	無	原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載の変更により、設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画の記載に変更はないことか

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
				ら、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。

## 設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について

(原子炉格納容器フィルタベント系 主配管)

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の変更の有無	添付書類の変更の有無の理由
各発電用原子炉施設に共通				
1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	—	・ VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性	無	原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表の記載事項は、本説明書記載事項（許可の際の申請書等の記載事項）に当たらないため、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。 なお、当該設備に係る基本設計方針の変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。
		・ VI-1-1-1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性	無	原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表の記載事項は、本説明書記載事項（許可の際の申請書等の記載事項）に当たらないため、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。 なお、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。
2 設備別記載事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、個数、再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出	54条 63条 65条 67条	・ VI-1-1-4-7-6-1-2 設定根拠に関する説明書（原子炉格納容器調気系 主配管）	有	原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表の記載の変更は、既設配管の一部厚肉化及び JIS 規格外管継手の採用を反映するものであり、「原子炉格納容器配管貫通部(X-230)～ドライウェル出口配管分岐点」において JIS 規格外管継手の枝管の記載を削除する必

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の変更の有無	添付書類の変更の有無の理由
力, 外径, 閉止時間, 漏えい率, 制限流量, 落下速度, 駆動速度及び挿入時間, 効率, 吹出圧力, 慣性定数, 回転速度半減時間, 慣性モーメント, 設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書				要があることから, 本説明書を変更する。(別紙1参照)
3 安全設備(技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。)及び重大事故等対処設備(設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。)が使用される条件の下における健全性に関する説明書	54条 63条 65条 67条	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	無	原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表の変更は, 基本設計方針を変更するものではなく, 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書に影響を与えるものではないことから, 既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。 なお, 要目表に記載する機器等が通常運転時, 設計基準事故時, 重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できる設計であることを確認している。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
原子炉冷却系統施設				
1 原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	50 条 54 条 63 条 65 条 67 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 8-3-4-1-1-1 図 【設計基準対象施設】原子炉格納容器調気系系統図（原子炉格納容器調気系その 2）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-1 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 1）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-2 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 2）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-3 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 3）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-4 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 4）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-6 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 6）</li> </ul>	有	原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表の記載の変更は、既設配管の一部厚肉化及び JIS 規格外管継手の採用を反映するものであり、「原子炉格納容器配管貫通部（X-230）～ドライウェル出口配管分岐点」において本図面を変更する。（別紙 2 参照）
2 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	50 条 54 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2-9-4-5-1-1 管の耐震性についての計算書（原子炉格納容器調気系）</li> </ul>	無	原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表の記載の変更は、既設配管の一部厚肉化及び JIS 規格外管継手の採用を反映するものであるが、「原子炉格納容器配管貫通部（X-230）～ドライウェル出口配管分岐点」において当初より解析モデルには要目表の変更内容がインプットされていることから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本計算書から変更はない。（別紙 3 参照）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第二 添付書類		関連条文	添付書類名	添付書類の変更の有無	添付書類の変更の有無の理由
3 強度に関する説明書 (支持構造物を含めて記載すること。)	54条 55条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-3-3-6-2-9-1-2-1 管の基本板厚計算書（原子炉格納容器調気系）</li> </ul>	有	原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表の記載の変更は、JIS 規格外管継手を管として扱うため概略系統図及び管の強度計算書等へ反映し、管の穴と補強計算書へ評価を追加する必要があるため本計算書を変更する。（別紙4 参照）	
			無	原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表の記載の変更は、「原子炉格納容器配管貫通部(X-230)～ドライウェル出口配管分岐点」において既設配管の一部厚肉化及び JIS 規格外管継手の採用を反映するものであるが、管の応力計算書は、解析モデルが耐震性についての計算書と同一であり、当初より解析モデルには要目表の変更内容がインプットされていることから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本計算書から変更はない。（別紙3 参照）	
4 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</li> </ul>	無	原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表の記載の変更により、設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画並びに工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画に変更はないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。	
			無	原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表の記載の変更により、設計に係るプロセスの実績、工事及び検査	

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
				に係るプロセスの計画の記載に変更はないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
原子炉格納施設				
1 原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	50 条 54 条 63 条 65 条 67 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 8-3-4-1-1-1 図 【設計基準対象施設】原子炉格納容器調気系系統図（原子炉格納容器調気系その 2）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-1 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 1）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-2 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 2）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-3 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 3）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-4 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 4）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-6 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 6）</li> </ul>	有	原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表の記載の変更は、既設配管の一部厚肉化及び JIS 規格外管継手の採用を反映するものであり、「原子炉格納容器配管貫通部（X-230）～ドライウェル出口配管分岐点」において本図面を変更する。（別紙 2 参照）
2 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	50 条 54 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2-9-4-5-1-1 管の耐震性についての計算書（原子炉格納容器調気系）</li> </ul>	無	原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表の記載の変更は、既設配管の一部厚肉化及び JIS 規格外管継手の採用を反映するものであるが、「原子炉格納容器配管貫通部（X-230）～ドライウェル出口配管分岐点」において当初より解析モデルには要目表の変更内容がインプットされていることから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本計算書から変更はない。（別紙 3 参照）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第二 添付書類		関連条文	添付書類名	添付書類の変更の有無	添付書類の変更の有無の理由
3	強度に関する説明書 (支持構造物を含めて記載すること。)	54条 55条	・VI-3-3-6-2-9-1-2-1 管の基本板厚計算書（原子炉格納容器調気系）	有	原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表の記載の変更は、JIS規格外管継手を管として扱うため概略系統図及び管の強度計算書等へ反映し、管の穴と補強計算書へ評価を追加する必要があるため本計算書を変更する。（別紙4参照）
			・VI-3-3-6-2-9-1-2-2 管の応力計算書（原子炉格納容器調気系）	無	原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表の記載の変更は、「原子炉格納容器配管貫通部(X-230)～ドライウェル出口配管分岐点」において既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外管継手の採用を反映するものであるが、管の応力計算書は、解析モデルが耐震性についての計算書と同一であり、当初より解析モデルには要目表の変更内容がインプットされていることから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本計算書から変更はない。（別紙3参照）
4	原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書	67条	・VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書	無	原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表の変更は、本説明書記載事項に当たらないため、既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。 なお、水素ガスの濃度を低減するための設備の性能について、所要の性能が発揮されることを確認している。
5	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	一	・VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	無	原子炉格納容器フィルタベント系主配管の要目表の記載の変更により、設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
		<p>• VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 原子 炉格納施設</p>	無	計画並びに工事及び検査に係る品質管 理の方法、組織等についての具体的な 計画に変更はないことから、既認可の 設計及び工事の計画に添付した本説明 書から変更はない。

## 設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について

(耐圧強化ベント系 主配管)

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の変更の有無	添付書類の変更の有無の理由
各発電用原子炉施設に共通				
1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	—	・VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性	無	耐圧強化ベント系主配管の要目表の記載事項は、本説明書記載事項（許可の際の申請書等の記載事項）に当たらないため、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。 なお、当該設備に係る基本設計方針の変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。
		・VI-1-1-1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性	無	耐圧強化ベント系主配管の要目表の記載事項は、本説明書記載事項（許可の際の申請書等の記載事項）に当たらないため、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。 なお、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。
2 設備別記載事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、個数、再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動速度及び	54条 63条	・VI-1-1-4-7-6-1-2 設定根拠に関する説明書（原子炉格納容器調気系 主配管）	有	耐圧強化ベント系主配管の要目表の記載の変更は、既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外管継手の採用を反映するものであり、「原子炉格納容器配管貫通部(X-230)～ドライウェル出口配管分岐点」においてJIS規格外管継手の枝管の記載を削除する必要があることから、本説明書を変更する。（別紙1参照）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の変更の有無	添付書類の変更の有無の理由
挿入時間, 効率, 吹出圧力, 慣性定数, 回転速度半減時間, 慣性モーメント, 設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書				
3 安全設備(技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。)及び重大事故等対処設備(設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。)が使用される条件の下における健全性に関する説明書	54 条 63 条	・ VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	無	耐圧強化ペント系主配管の要目表の変更は、基本設計方針を変更するものではなく、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書に影響を与えるものではないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。 なお、要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できる設計であることを確認している。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の変更の有無	添付書類の変更の有無の理由
原子炉冷却系統施設				
1 原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図	50 条 54 条 63 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 8-3-4-1-1-1 図 【設計基準対象施設】原子炉格納容器調気系系統図（原子炉格納容器調気系その 2）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-1 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 1）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-2 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 2）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-3 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 3）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-4 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 4）</li> <li>・第 8-3-4-1-4-6 図 原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面（その 6）</li> </ul>	有	耐圧強化ベント系主配管の要目表の記載の変更は、既設配管の一部厚肉化及び JIS 規格外管継手の採用を反映するものであり、「原子炉格納容器配管貫通部(X-230)～ドライウェル出口配管分岐点」において本図面を変更する。（別紙 2 参照）
2 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	50 条 54 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-2-9-4-5-1-1 管の耐震性についての計算書（原子炉格納容器調気系）</li> </ul>	無	耐圧強化ベント系主配管の要目表の記載の変更は、既設配管の一部厚肉化及び JIS 規格外管継手の採用を反映するものであるが、「原子炉格納容器配管貫通部(X-230)～ドライウェル出口配管分岐点」において当初より解析モデルには要目表の変更内容がインプットされていることから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本計算書から変更はない。（別紙 3 参照）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第二 添付書類		関連条文	添付書類名	添付書類の変更の有無	添付書類の変更の有無の理由
3 強度に関する説明書 (支持構造物を含めて記載すること。)	54条 55条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-3-3-6-2-9-1-2-1 管の基本板厚計算書（原子炉格納容器調気系）</li> </ul>	有	耐圧強化ベント系主配管の要目表の記載の変更は、JIS規格外管継手を管として扱うため概略系統図及び管の強度計算書等へ反映し、管の穴と補強計算書へ評価を追加する必要があるため本計算書を変更する。（別紙4参照）	
			無	耐圧強化ベント系主配管の要目表の記載の変更は、「原子炉格納容器配管貫通部(X-230)～ドライウェル出口配管分岐点」において既設配管の一部厚肉化及びJIS規格外管継手の採用を反映するものであるが、管の応力計算書は、解析モデルが耐震性についての計算書と同一であり、当初より解析モデルには要目表の変更内容がインプットされていることから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本計算書から変更はない。（別紙3参照）	
4 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</li> </ul>	無	耐圧強化ベント系主配管の要目表の記載の変更により、設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画並びに工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画に変更はないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。	
			無	耐圧強化ベント系主配管の要目表の記載の変更により、設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画の記載に変更はないことから、	

実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
				既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。

参考資料1：原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載変更内容説明（1／6）

変更前						変更後					
名 称	最高使用圧力 (kPa)	最高使用温度 (°C)	外 径 <sup>*1</sup> (mm)	厚 さ <sup>*2</sup> (mm)	材 料	名 称	最高使用圧力 (kPa)	最高使用温度 (°C)	外 径 <sup>*1</sup> (mm)	厚 さ <sup>*2</sup> (mm)	材 料
ドライウェル出口配管分岐点 ～ T48-F046	427 *4	171	609.6	*5 (9.5)	*14 SM400C						変更なし
	427 *4	104	609.6	*6 *5 (9.5)	*6 SM41C			変更なし 854*9	200*9	(31.0)	SM400C *11
		18	609.6	*5 (9.5)	SM41C			変更なし 200*9	17 18	(31.0)	SM400C
		22	609.6	*5 (9.5)	*14 SM41C SM400C			変更なし 854*9	19	609.6	(31.0) SM400C
		23	609.6	*6 *5 (9.5)	*6, *14 SM41C SM400C			変更なし 200*9	22	609.6	変更なし
		21	609.6	*5 (17.5)	*14 SM400C			変更なし 854*9	20	609.6	*11 17.5) SM400C *11
		24	609.6	*20 / (9.5)	*20 / SM400C			変更なし 200*9	23	609.6	変更なし *6, *14 SM400C
			609.6	/ (9.5)							既設配管の一部厚肉化であるため既設配管仕様を呼ぶ「変更なし」を記載
			609.6	/ (9.5)							JIS規格外の継手であるため管として記載
原子炉格納容器配管貫通部 (X-230) ～ ドライウェル出口配管分岐点	427 *4	171	—			～ ドライウェル出口配管分岐点	変更なし 854*9	変更なし 200*9	427 854*9	171 200*9	609.6 17.5) STS410
サプレッションチャンバ出 口配管分岐点1 ～ T48-F045	427 *4	171	318.5	*5 (10.3)	*14 SM400C						変更なし
			318.5	(10.3)	*22 STS410						
			*6	*6	*6, *22 STS410						
			318.5	(10.3)	STS410						

【参考：令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された原子炉格納容器調気系の要目表抜粋】

(変 更 前)

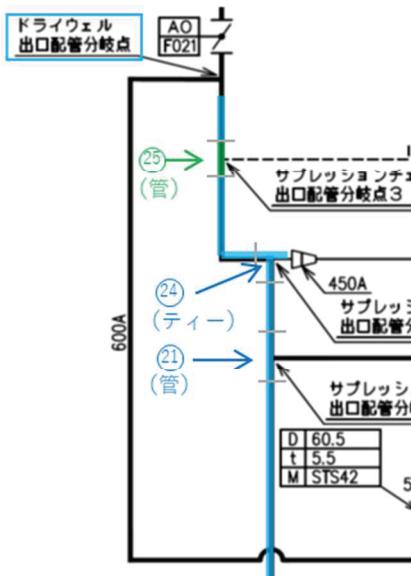
(変 更 後)

— <sup>o</sup>		427 <sup>e</sup> 854*9 <sup>e</sup>	171 <sup>e</sup> 200*9 <sup>e</sup>	609.6 <sup>e</sup> 854*9 <sup>e</sup>	31.0 <sup>e</sup>	SM400C <sup>e</sup>
				609.6 <sup>e</sup>	17.5 <sup>e</sup>	SM400C <sup>e</sup>

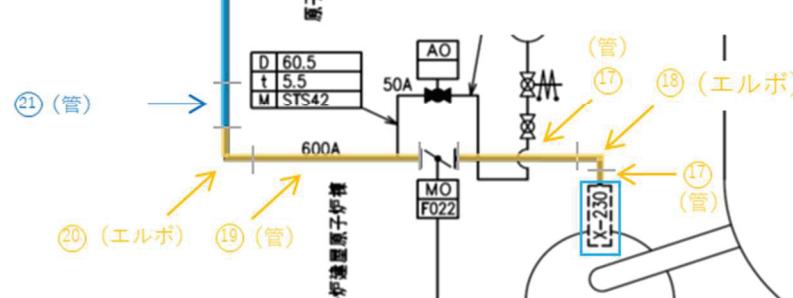
: 手続き対象

青○番号 : 主配管配置図の部品 No.

参考資料1：原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載変更内容説明（2／6）



変更前							変更後						
名 称	最高使用圧 (kPa)	最高使用力 (℃)	外 径 <sup>*1</sup> (mm)	厚 さ <sup>*2</sup> (mm)	材 料	名 称	最高使用圧 (kPa)	最高使用力 (℃)	外 径 <sup>*1</sup> (mm)	厚 さ <sup>*2</sup> (mm)	材 料		
ドライウェル出口配管分岐点～T48-F046	427 <sup>*4</sup>	171	609.6	*5 (9.5)	*14 SM400C	変更なし	変更なし	854 <sup>*9</sup>	200 <sup>*9</sup>	(31.0)	*11 SM400C		
	427 <sup>*4</sup>	104	609.6	*6 (9.5)	*6 SM41C			17	18	(31.0)	*11 SM400C		
			609.6	*5 (9.5)	SM400C								
原子炉格納容器配管貫通部(X-230)～ドライウェル出口配管分岐点	427 <sup>*4</sup>	171	609.6	*5 (9.5)	*14 SM41C SM400C	管	854 <sup>*9</sup>	200 <sup>*9</sup>	609.6	(31.0)	SM400C		
			609.6	*6 (9.5)	SM41C SM400C	継手(エルボ)							
			609.6	*5 (17.5)	*14 SM400C	管							
			609.6	/ (9.5)	*20 SM400C	継手(ティー)							
			609.6	/ (9.5)	*20 SM400C	管							
			609.6	/ (9.5)	*20 SM400C	継手(ティー)							
サブレッシュンチャンバ出入口配管分岐点1～T48-F045	427 <sup>*4</sup>	171	318.5	*5 (10.3)	*14 SM400C	管	854 <sup>*9</sup>	200 <sup>*9</sup>	609.6	(17.5)	SM400C		
			318.5	(10.3)	STS410	サブレッシュンチャンバ出入口配管分岐点1～T48-F045							
			318.5	*6 (10.3)	*6, *22 STS410								



**【凡例】**

手続き対象 : ■

厚肉化配管 : — (17, 18, 19, 20)

既設配管 : — (22, 23, 21, 24)

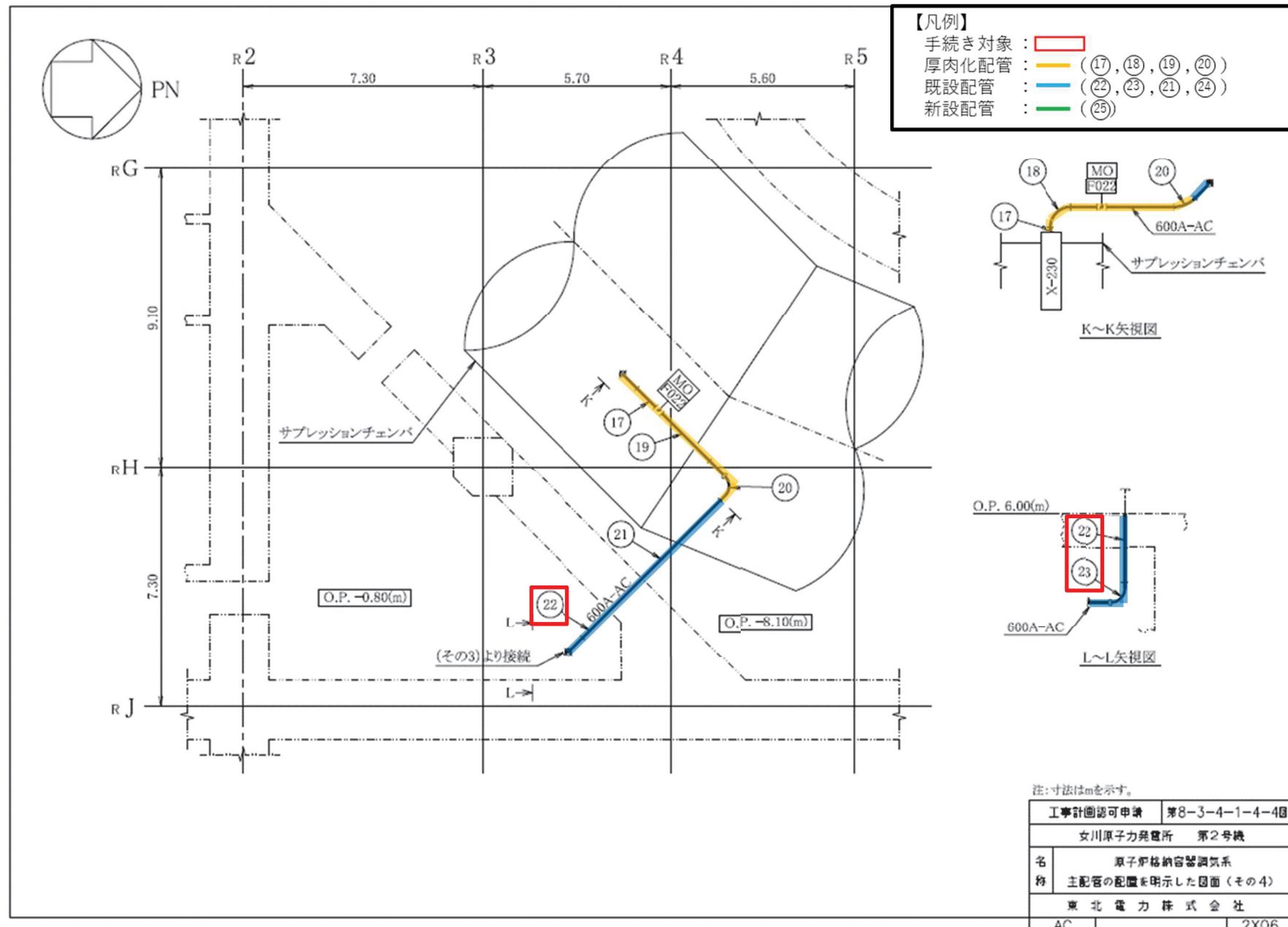
新設配管 : — (25)

※丸番号は主配管配置図の部品番号を示す

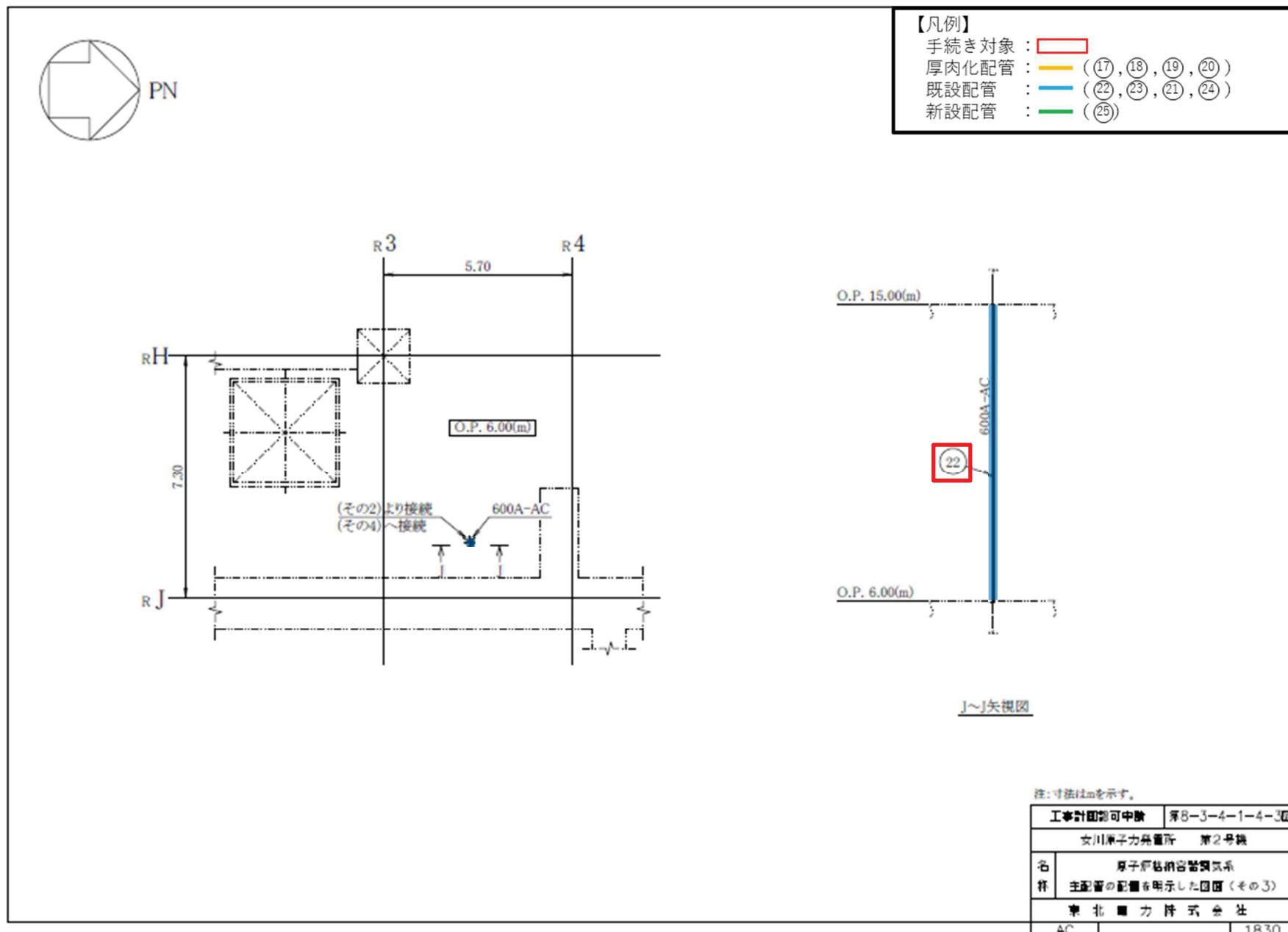
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



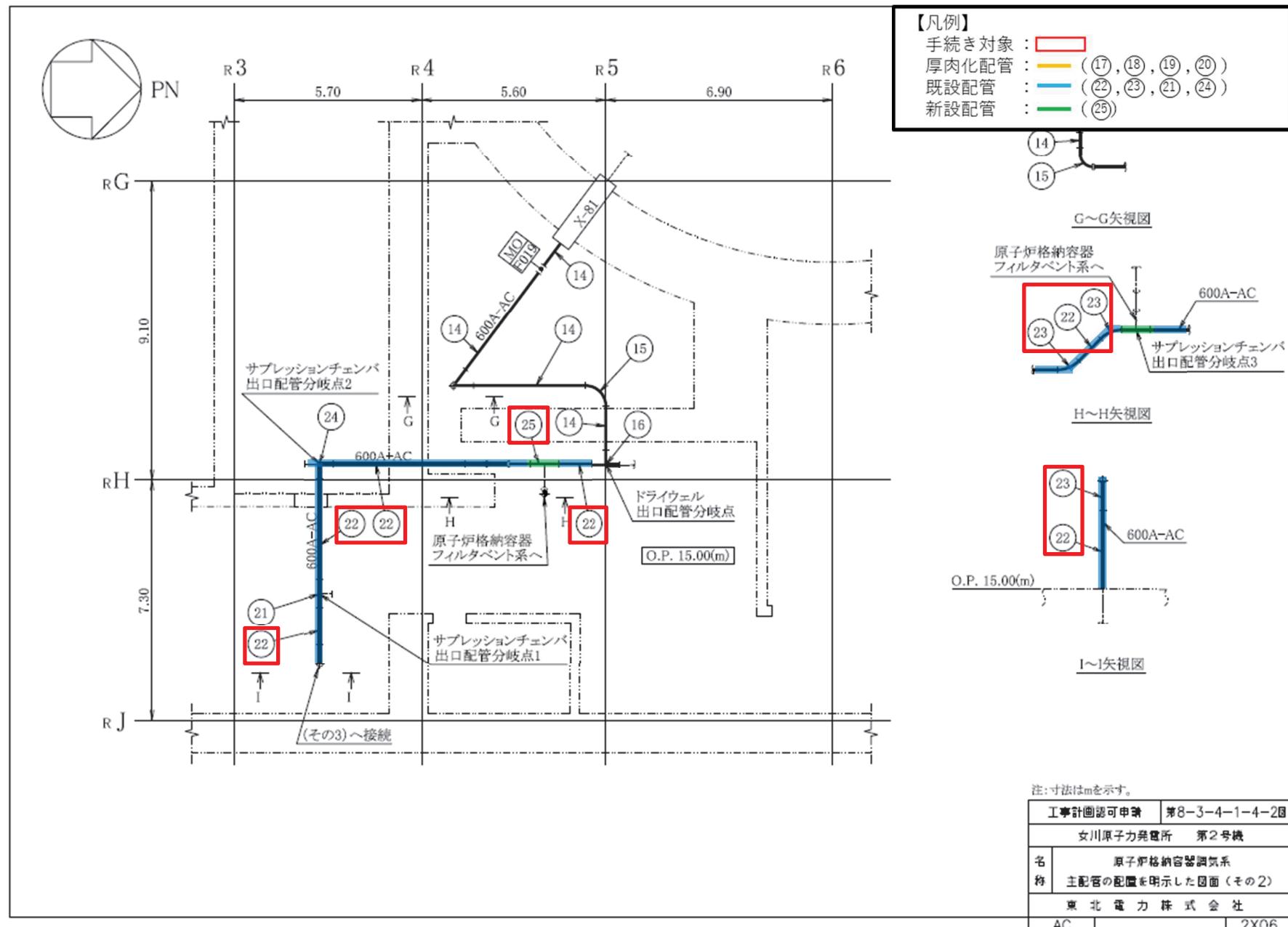
参考資料1：原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載変更内容説明（3／6）



参考資料1：原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載変更内容説明(4／6)



参考資料1：原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載変更内容説明(5/6)



参考資料1：原子炉格納容器調気系主配管の要目表の記載変更内容説明（6／6）

No.	名称	部品	外径*	厚さ*	材質
①	T48-F002出口側合流点 ～ 原子炉格納容器配管貫通部 (X-80)	管台	61.1	6.1	S25C
②		管	609.6	9.5	SM41C
③	ドライウェル入口配管分岐点 ～ サプレッションチェンバ	管	609.6	31.0	SM400C
④		ティー	609.6 / 609.6 / 609.6	31.0 / 31.0 / 31.0	SM400C
⑤		エルボ	609.6	31.0	SM400C
⑥	原子炉建屋内 ～ サプレッションチェンバ入口 配管合流点2	管	609.6	31.0	SM400C
⑦	T48-F010 ～ T48-F011入口側合流点	ティー	60.5 / 60.5 / 60.5	5.5 / 5.5 / 5.5	STS410
⑧		ティー	60.5 / 60. —	5.5 / —	既設配管
⑨		エルボ	60.5	5.5	STS410
⑩		ティー	60.5 / 60.5 / 60.	5.5 / 5.5 /	STS410
⑪	T48-F011入口側合流点 ～ T48-F002出口側合流点	管	60...	...	-----
⑫		エルボ	60.5	5.5	STS410
⑬	ドライウェル補給用窒素配管分岐点 ～ 原子炉建屋内吸入配管合流点	エルボ	60.5	5.5	STS410
厚肉化配管					
新設配管					
既設配管					
原子炉格納容器配管貫通部 (X-230) ～ ドライウェル出口配管分岐点					
⑭	原子炉格納容器配管貫通部 (X-81) ～ ドライウェル出口配管分岐点	管	609.6	9.5	SM400C
⑮		エルボ	609.6	9.5	SM400C
⑯		ティー	609.6 / 609.6 / 609.6	9.5 / 9.5 / 9.5	SM400C
⑰		管	609.6	31.0	SM400C
⑱		エルボ	609.6	31.0	SM400C
⑲		管	609.6	31.0	SM400C
⑳		エルボ	609.6	17.5	SM400C
㉑		管	609.6	17.5	SM400C
㉒	原子炉格納容器配管貫通部 (X-230) ～ ドライウェル出口配管分岐点	管	609.6	9.5	SM41C SM400C
㉓		エルボ	609.6	9.5	SM400C
㉔		ティー	609.6 / 609.6 / 609.6	9.5 / 9.5 / 9.5	SM400C
㉕		管	609.6	17.5	STS410

\*外径及び厚さは公称値(mm)を示す。

工事計画認可申請	第8-3-4-1-4-6回
女川原子力発電所 第2号機	
名 称	原子炉格納容器調気系 主配管の配置を明示した図面(その6)
東北電力株式会社	

## JIS B2312(2001)で規定する寸法に適合しない管継手の扱いについて

## 1. 今回の設計及び工事の計画における管継手の製造方法

原子炉格納容器調気系から原子炉格納容器フィルタベント系への分岐点において 600A/600A/400A の管継手を採用する。当該管継手は口径、肉厚等より引き抜き製法で製造されるものである。引き抜き製法の概要を図 1 に示す。

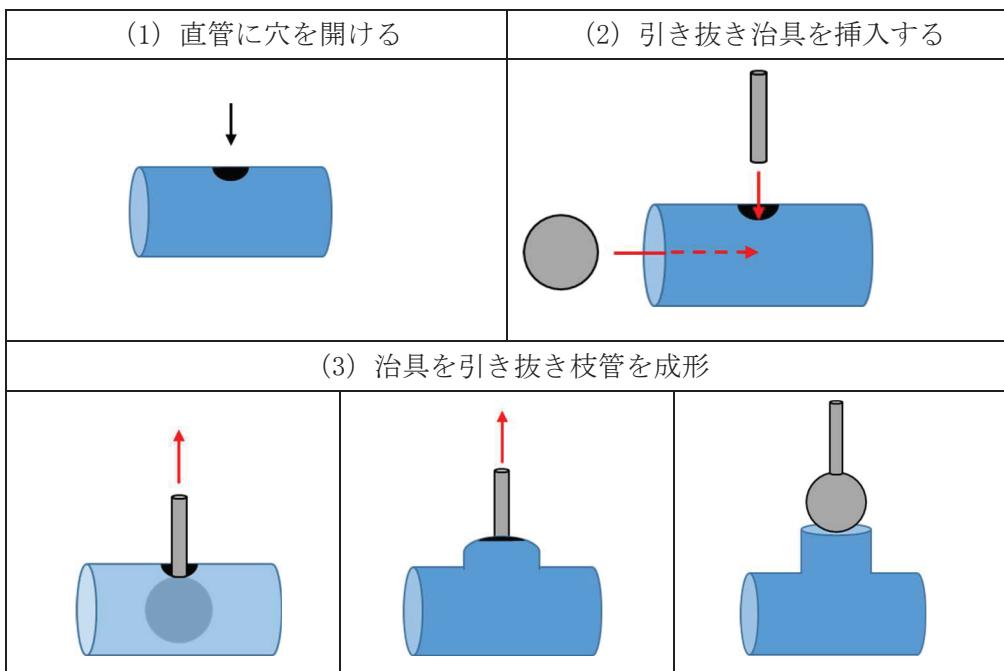


図 1 継手の製造方法（引き抜き製法）

## 2. 今回の設計及び工事の計画における管継手の扱い

原子炉格納容器調気系から原子炉格納容器フィルタベント系への分岐に用いる管継手 (600A/600A/400A) は、JIS B2312(2001)で規定する寸法 (口径の組合せ) に適合しないことから JIS B2312(2001)で規定する寸法に適合しない管継手 (以下「JIS 規格外管継手」という。) となる。

なお、製造方法は、要求事項 (口径、納期等) によりメーカー基準で選定するものであり JIS 規格品か否かで相違はない。

## 3. JIS 規格外管継手の評価

JSME 設計・建設規格 2005/2007 クラス 2 配管「PPC-3415 管継手」において、JIS B2312(2001)の規格 (形状および寸法に関する部分に限る) 等に適合する管継手 (以下「JIS 規格管継手」という。) の場合、JIS 規格管継手の厚さは、当該管継手に接続される管の「PPC-3411 直管」の規定により必要とされる厚さ以上であることが要求されている。

一方、JIS 規格外管継手に対しては、「PPC-3415 管継手」の「ただし、応力計算を行って必要な強度を有することが明らかである場合は、この限りではない」を踏まえ、管継手に対する応力計算を行い、必要な強度を有することを確認する。確認方法は、JSME 設計・建設規格 2005/2007 に規定されていないものの、当該の管継手が、直管に穴を開けて成形したものであることを踏まえ強度の確認を行う。

強度の確認は、直管に穴を開けて成形したものを踏まえ、JIS 規格管継手と同様に「PPC-3411 直管」の規定により必要とされる厚さ以上であることの検討、「PPC-3420 穴と補強」等の規定により補強に有効な範囲内にある補強に有効な面積が補強に必要な面積より大きくなること等の検討を行う。この 2 つの検討を行うことにより、当該の管継手に対する直管部の検討および管の接続部近傍に対して必要な強度を有することの確認が出来ることから、「PPC-3415 管継手」の要求事項に適合していると判断している。

JSME 設計・建設規格 2005/2007 クラス 2 配管における JIS 規格管継手に対する要求及び JIS 規格外管継手の強度の確認方法について表 1 及び図 2 に、JIS 規格外管継手の主な設計の流れについて図 3 で整理する。

なお、これら評価については、令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画の添付書類「VI-3 強度に関する説明書」に従い実施している。

表 1 JIS 規格管継手及び JIS 規格外管継手に係る JSME 要求と強度の確認方法の整理

	JSME 設計・建設規格 2005/2007 クラス 2 配管 PCC-3415 (青下線: JIS 規格管継手、赤下線: JIS 規格外管継手)	強度の確認方法
JIS 規格管継手		管継手の厚さが、管継手に接続される管の必要とされる厚さ以上であることを確認 PPC-3411
JIS 規格外管継手		管継手の厚さが、当該の管継手の主管部に必要とされる厚さ以上であることの確認並びに主管部に設けた穴(主管部及び分岐管の接続部)の近傍に対して必要な強度を有することの確認 PPC-3411 PPC-3420

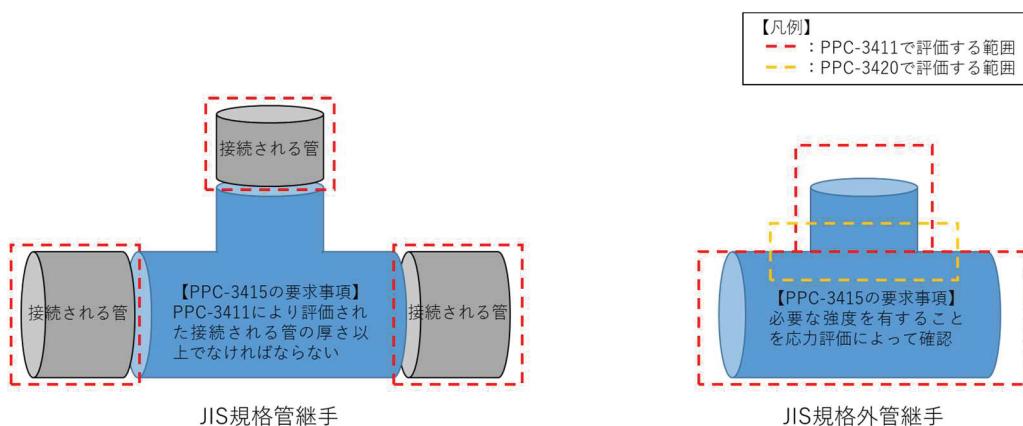


図 2 JIS 規格管継手及び JIS 規格外管継手に係る強度の確認方法の概念図

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

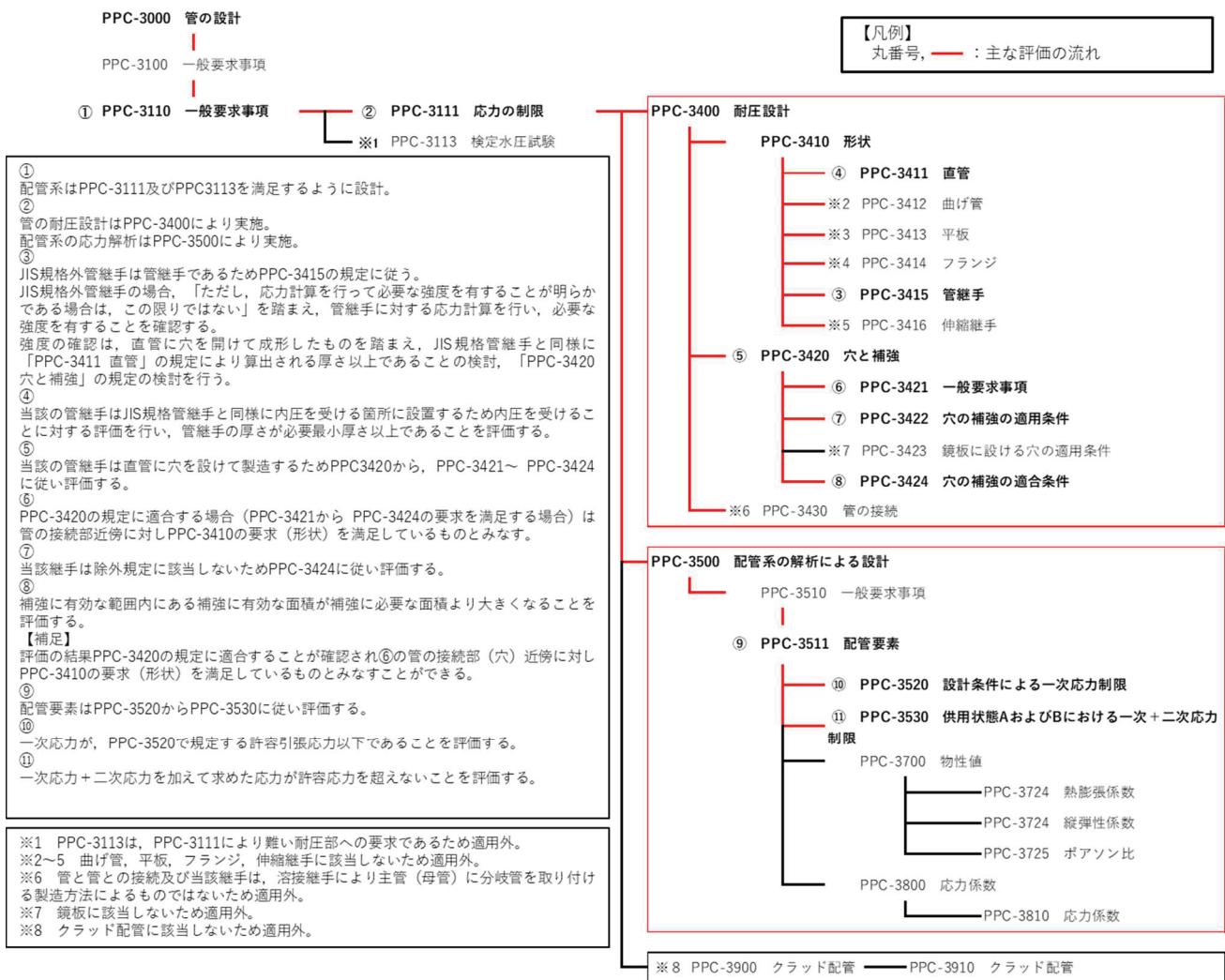


図3 JIS 規格外管継手の主な設計の流れ

#### 4. JIS 規格外管継手の要目表の記載の仕方

JIS 規格外管継手については、要目表には3行で示し、母管、枝管それぞれの口径、肉厚等を記載している。一方で JIS 規格外管継手は、必要な強度を有することを確認する必要があり 「PPC-3411 直管」 及び 「PPC-3420 穴と補強」 により管として評価することから、要目表に管継手を1行で示し、母管の口径、肉厚等を記載することとし、JIS 規格外管継手との差別化を行っているものである。

今回、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画の要目表において、JIS 規格外管継手の記載となっていたため、JIS 規格外管継手の記載に変更する。